

第15回北斗市農業委員会総会議事録

令和8年5月28日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和8年5月28日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 17名) (欠席 1名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	出 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	欠 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 日 景 尚 幸 主 任 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について 議案第 3 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 8 号 農移動適正化あっせんの申出について 議案第 9 号 令和 7 年度推進委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について 議案第 10 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について 議案第 11 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について 議案第 12 号 土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案 等の標題	

第 1 5 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 8 年 5 月 2 8 日 午後 6 時 0 0 分

- | | | |
|---------|---|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第 1 号) |
| 日程第 5 | 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について | (議案第 2 号) |
| 日程第 6 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 3 号) |
| 日程第 7 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 4 号) |
| 日程第 8 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請 (所有権移転) について | (議案第 5 号) |
| 日程第 9 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請 (賃貸借) について | (議案第 6 号) |
| 日程第 1 0 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請 (使用貸借) について | (議案第 7 号) |
| 日程第 1 1 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第 8 号) |
| 日程第 1 2 | 令和 7 年度推進委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について | (議案第 9 号) |
| 日程第 1 3 | 令和 7 年度農業委員会の農用地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について | (議案第 10 号) |
| 日程第 1 4 | 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について | (議案第 11 号) |
| 日程第 1 5 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 12 号) |

第 1 5 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 8 年 5 月 2 8 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	2 件
2	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	9 件
3	議案第 2 号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について	会長	決定	1 件
4	議案第 3 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	1 5 件
5	議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
6	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について	会長	決定	1 0 件
7	議案第 6 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	会長	決定	4 0 件
8	議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について	会長	決定	4 件
9	議案第 8 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	1 件
1 0	議案第 9 号	令和 7 年度推進委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について	会長	決定	1 件
1 1	議案第 10 号	令和 7 年度農業委員会の農用地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について	会長	決定	1 件
1 2	議案第 11 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について	会長	決定	1 件
1 3	議案第 12 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第 15 回北斗市農業委員会総会

(午後 6 時 00 分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。田植え最中の方が若干名いるようですが、だいたいの方は終わってきたのかなと思います。天気も良く根付きも良いのかなと思います。少し前まで風が強く大変だった方もいるようですが、作業の方は順調に推移しているのではないかと思います。面積の多い方は、まだ、作業が続きますので、安全に気を付けて作業にあたっていただければと思います。 本日の総会は、報告 1 件、議案 12 件の合計 13 件であります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 15 番 井坂 あずみ 委員、より欠席の届出、5 番 白石 奈津美 委員より遅延の届出がありました。 本日は、17 名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第 7 条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第 1 議 長	日程第 1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号 8 番 岡村 栄士 委員、議席番号 11 番 加藤 隆 委員の両名を指名いたします。
日程第 2 議 長	日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号 1 につきましては、追分にあります、北海道開発局函館道路事務所より北側及び清川浄水場より南西側の農地でございます。 番号 2 につきましては、文月町内会館より南側及び文月にあります、山の神社より南側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	日程第 4 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号 1 から番号 8 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、白石奈津美 委員より報告をお願いいたします。 (白石 奈津美 委員：報告)

議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号 9 の案件につきましては、2 番 高田 美穂 委員が北斗市農業委員会会議規則第 2 5 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (高田 美穂 委員：退席)
議 長	それでは、番号 9 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、白石 奈津美 委員より報告をお願いいたします。 (白石 奈津美 委員：報告)
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (高田 美穂 委員：復席)
日程第 5 議 長	日程第 5 議案第 2 号「北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。

事務局長	ご説明いたします。 この北斗農業振興地域整備計画とは、現況農用地について地域、地区ごとに農用地区域の設定方針を示した農用地利用計画や農業生産基盤の整備及び開発の方向を示した農業生産基盤の整備開発計画など8つの計画で構成されており、市がこの農業振興地域整備計画を変更しようとするときは農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、本日、ご提案するものでございます。 番号1につきましては、大野中学校より南側、北斗市総合分庁舎より南東側、白川コミュニティセンターより南側、白川第一会館より北東側の農地でございます。当該農地が所有者から担い手へ貸借をされており、今後も耕作を行なう意思があり、今後の売却について、意向確認を行った結果、双方とも売買の意向が確認できたところであります。担い手が一体として耕作を行なっている農地であることから、守るべき農地として、農振農用地区域へ編入するための計画変更でございます。 番号2につきましては、北海道電力ネットワーク株式会社上磯変電所より北西側の土地でございます。当該地は、平成16年に畑から農地転用許可を受けて、養鶏施設を建設したところですが、転用許可時点で農振・農用地の除外手続をとるべきものであります。この度、所有者から照会があり、確認を行ったところ、除外手続きが、行われていない事が判明したため、この度、現況にあった計画とするため、農振・農用地からの除外を行うものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	2番の所有者は、誰ですか。
事務局長	ご説明いたします。 法人名です。元々は、ここで燻製たまごを製造していた会社でございます。燻製たまごを生産するために転用許可を受けて養鶏場を建設したのですが、その後、養鶏場を廃止し現在は、工場1棟と新幹線の線路側に屋根だけの車庫があります。現状は、現地確認をしておりますが、荒れた状況ではなく、草刈り等もきちんと行わ

事務局長	れており、きれいな状態で管理されておりました。 現在は、会社が貸地及び貸倉庫の広告を出していますが、農業振興地域の規制がかかっていることから、他業種への利用に制限があるとの照会により、判明したものです。 転用許可を受けて雑種地となっているのですが、現状に合わないという事で、今回除外手続を行なうため委員会に対し、意見聴取があったものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	よろしいでしょうか。
落合 修 委員	備考欄に記載してありましたね。わかりました。
議 長	他にございませんか。 (佐々木 勝利 委員：挙手)
議 長	佐々木 勝利 委員
佐々木 勝利 委員	もう一度、場所を確認したいのですが。新幹線より山側ですか。
事務局長	ご説明いたします。 新幹線よりも海側の場所です。三好地区で太陽光発電がまとまってある場所の西側にある場所です。柳沢からクリーンおしまへ抜ける道と新幹線の間になります。
佐々木 勝利 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 6 議 長	日程第 6 議案第 3 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号1につきましては、東前にあります、有限会社新和運輸より南西側の農地でございまして、第三者へ賃貸借を行なうため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第7号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請(使用貸借)』において、ご審議いただく予定となっております。 番号2につきましては、市営住宅・市渡中央団地より東側の農地でございまして、借主が規模縮小するため、借主の都合により解約となっております。 番号3につきましては、水無会館より北西側の農地でございまして、貸主が第三者へ貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第6号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請(賃貸借)』において、ご審議いただく予定となっております。 番号4につきましては、大工川にあります・第四東光保育園より東側の農地でございまして、貸主が第三者へ売買するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第5号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請(所有権移転借)』において、ご審議いただく予定となっております。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号5から番号15の案件につきましては、 14番 高橋 陽一 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (高橋 陽一 委員：退席)
議 長	それでは、番号5から番号15までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

議 長	(事務局：朗読)
事務局長	事務局長より説明があります。 ご説明いたします。 番号５につきましては、上磯小学校より東側、番号６につきましては、上磯小学校より北側の農地でございます。 番号７につきましては、上磯中学校より南東側、番号８につきましては、上磯中学校より北東側及び南東側の農地でございます。 番号９につきましては、上磯中学校より東側及び清川自治会館より北東側の農地でございます。 番号１０につきましては、上磯中学校より南側及び北海道新幹線・中野変電所より北西側及び東側の農地でございます。 番号１１につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジ北西側の農地でございます。 番号１２につきましては、北斗中央インターチェンジより北西側及び押上にあります上磯さけますふ化場より北西側の農地でございます。 番号１３につきましては、北海道新幹線・中野変電所より北側の農地でございます。 番号１４につきましては、上磯中学校より南側及び東側の農地でございます。 番号１５につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより北東側及び東側並びに北海道新幹線・中野変電所より北側及び株式会社サン・グリーン・函館工場より北西側、宗山会館より北側、上磯小学校より北東側の農地でございます。 なお、番号５から番号１５までの１１件案件につきましては、借主の法人化に伴い、借主の都合により各所有者との契約を合意解除するものであります。 これらの案件につきましては、議案第６号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）においてご審議をいただく予定となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (高橋 陽一 委員：復席)

日程第 7 議 長	日程第 7 議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、本町にあります、老人ホームいなほより東側の農地でございまして、現時点で相続手続きができないため、借主が継続して耕作を行なうため、5 年間の期間を設定し相続人代表と賃貸借契約をおこなうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8 議 長	日程第 8 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、白川第一会館より北東側の農地でございまして、労働力不足のため、従前から賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。 番号 2 につきましては、北海道電力ネットワーク株式会社清水川変電所より北側の農地でございまして、農地保有合理化事業の貸付タイプで賃貸借を行っている箇所を取得するものでございます。

事務局長	番号3につきましては、中央開発会館より北東側及び東側の農地でございまして、農地保有合理化事業の貸付タイプで賃貸借を行っている箇所を取得するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (佐々木 勝利 委員：挙手)
議 長	佐々木 勝利 委員
佐々木 勝利 委員	3番は、一反当たり40万円強の単価ですが、理由は。
事務局長	ご説明いたします。 基盤整備事業が入っている圃場であること。前所有者の債権処理の関係で高めに設定した経緯があります。高めである点についても農業公社と協議した上で、問題が無いとの回答を得ております。 公社としてもやむを得ないとして、一旦、公社が買受を行っているものとなり、この度、公社から購入することとなっております。 説明は、以上でございます。
議 長	よろしいでしょうか。
佐々木 勝利 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。
	(落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	同じ案件ですが、公社から売買する際の金額は、同額なのですか。
事務局長	ご説明いたします。 公社が買い入れを行った価格と同額で売却となります。ただし、今回の案件は貸付タイプのため、通常は発生する手数料はかかりません。 説明は、以上でございます。

議 長	よろしいでしょうか。
落合 修 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号４の案件につきましては、６番 谷口 美由紀 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (谷口 美由紀 委員：退席)
議 長	それでは、番号４を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号４につきましては、向野にあります、観音山・観音堂より北東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (谷口 美由紀 委員：復席)
議 長	次の番号の案件につきましては、１４番 高橋 陽一 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (高橋 陽一 委員：退席)

議 長	それでは、番号 5 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 5 につきましては、大工川にあります、第 4 東光保育園より南西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (高橋 陽一 委員：復席)
日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、北斗市スポーツセンターより東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号 2 につきましては、北斗市総合分庁舎より北東側の農地でございまして、高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうもの

事務局長	でございます。 番号3につきましては、函館道路事務所より北側の農地でございます、相続により取得した所有者が、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号4につきましては、大工川にあります、サン・グリーン株式会社函館工場より北西側の農地でございます、相続により取得した所有者が、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。なお、番号3及び番号4につきましては、従前から借主が耕作を行なっている継続案件ですが、所有者の死亡により相続され、現所有者となったことから、更新に合わせ、中間管理となったため、新規としております。 番号5につきましては、押上にあります、上磯さけますふ化場より北西側の農地でございます、高齢のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、3年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号6につきましては、水無会館より北西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号7につきましては、湯ノ沢水辺公園より南東側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号8から番号20までの案件につきましては、14番 高橋 陽一 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (高橋 陽一 委員：退席)
議 長	それでは、番号8から番号20までを一括上程いたします。事務局に朗読させます。

議 長 事務局長	(事務局：朗読) 事務局長より説明があります。 ご説明いたします。 番号８及び番号９につきましては、上磯小学校より東側及び北側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１０につきましては、上磯中学校より東側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１１につきましては、上磯小学校より北東側及び東側の農地でございます、８年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１２につきましては、上磯中学校より東側及び清川自治会館より北東側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１３につきましては、上磯中学校より南側及び北海道新幹線中野変電所より西側及び南東側の農地でございます、引き続き１年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１４及び番号１５につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより北西側及び押上にあります、上磯さけますふ化場より北西側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１６につきましては、北海道新幹線・中野変電所より北側及び南東側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１７につきましては、上磯中学校より南側及び東側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１８につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより東側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号１９につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより東側及び北東側、北海道新幹線・中野変電所より北側、サン・グリーン株式会社・函館工場より北西側、添山会館より北側の農地でございます、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 番号２０につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより北側、北東側、及び南東側、南西側、北海道新幹線・中野変電所より北側、北東側、東側、サン・グリーン株式会社・函館工
------------------------	---

事務局長	場より北西側、上磯小学校より北東側の農地でございまして、引き続き１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 なお、これらにつきましては、議案第３号『農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について』にてご審議・決定いたしました、個人名の法人化に伴い、従前から個人で賃貸借契約を締結していたものを改めて法人と賃貸借契約を締結するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	８番の案件ですが、この方は８９歳で１０年間の契約だとだいぶ高齢になるので、賃貸よりも売買の方がいいと思うが。
事務局長	ご説明いたします。 貸主が高齢である点は承知しておりますが、その辺りは貸主の考え方もありますので、一概に貸借より売買とは思いません。通常の賃貸借でも、相続を意識して１年更新を続けている方がいるのも事実です。事務局で詳細な意向までは把握しておりませんが、今回は、貸借で申請がなされております。 説明は、以上でございます。
落合 修 委員	逆に個人名から、売買について働きかけをしてもらった方が良くと思うが。
議 長	事務局からも売買を検討した方が良いのでは、との意見もあった事はお伝えしたいと思います。
落合 修 委員	よろしく願います。 他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第 10	日程第 10 議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。
議長	番号 1 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、北斗市総合分庁舎より北東側の農地でございます。高齡のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、3 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議長	次の番号 2 の案件につきましては、16 番 中川 明 委員が北斗市農業委員会会議規則第 25 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （中川 明 委員：退席）
議長	それでは、番号 2 までを上程いたします。 事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 2 につきましては、東前にあります、有限会社新和運輸より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、3 年間の期間を設定

事務局長	し、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (高橋 陽一 委員：挙手)
議 長	高橋 陽一 委員
高橋 陽一 委員	この土地は、例のカメリナの栽培をやっていた所ですよ。それは、賃貸借ですよ。
事務局長	ご説明いたします。 そのとおりでございます。合意解約通知でご審議いただきましたが、ご存じのとおり全体を耕作できていない等、各委員の皆さまにも農地巡回等で確認して頂いております。 この度、所有者に確認をとったところ、今年は、まだ作付けもされておらず、他に耕作者がいれば、解約して切り替えても構わないとの話がありましたので、 個人名 が耕作を希望したため、契約を行う事になりました。ほ場内にコンクリート管等の残置物もあることから、直ぐに作付けできない為、使用貸借となりました。 説明は、以上でございます。
高橋 陽一 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。 (中川 明 委員：復席)
日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 8 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。
議 長	(事務局：朗読)

議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号１につきましては、 議席番号 ７番 岡田 浩幸 委員、 議席番号 ８番 安田 秀行 委員の 以上２名を指名する事にご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第１２ 議 長	日程第１２ 議案第９号「令和７年度 推進委員等及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農林水産省経営局長通知、『農業委員会による最適化活動の推進等について』に基づき、農業委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について、委員が自ら点検・評価を行うこととなっておりますので、別にお配りの『別紙様式３』に記載の各委員の最適化活動の実施状況等を相対的に判断したうえで、ご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。 続きまして、『別紙様式４』につきましては、農業委員会の最適化活動の実施状況および最適化活動の目標達成状況について点検・評価するものでございますが、１ 最適化活動の成果目標の(1) 農地の集積につきましては、集積が進んでいることにより、集積率が伸び悩み、目標に近い所までは行きましたが、目標をわずかに下回る結果となりました。 (2)遊休農地の解消等につきましては、０．２ヘクタールの解消ができました。 (3)新規参入の促進につきましては、新規参入が３経営体あり、新規参入は、動向が不透明なため、目標値を設定しておりませんが、２．１ヘクタールの実績となりました。 ２ 最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行なう日数につきましては、皆様のご尽力により目標を上回る活動を達

事務局長	成する事ができました。 (2)活動強化月間および(3)新規参入相談会への参加につきましても、目標を達成しております。 これらを基にした農業委員会の点検・評価としては、局長通知における目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を当てはめますと、目標に対して『期待どおりの結果が得られた』という評価となりました。 この件につきましても、ご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。 説明は以上でございます、よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 3 議 長	日程第 1 3 議案第 1 0 号「令和 7 年度 農業委員会の農地利用の最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等において、農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の 6 月末までに、『別紙様式 5』によりホームページ等で公表し、北海道へ報告することとなっておりますので、ご審議いただくものでございます。 それでは、1 ページ目は、割愛させていただきまして、2 ページ目からご説明いたします。 1 最適化活動の成果目標ですが、(1)農地の集積③の実績についてですが、新規集積面積は 1 3 ヘクタール、集積面積累計は、3, 5 2 5 ヘクタール集積率は、8 3. 1 %で、目標に対する達成状況は、1 0 0. 1 %となりました。 次に(2)遊休農地の発生防止・解消についてですが、3 ページをお開きください。③実績としては、皆様における地区内の巡回活動

事務局長	等により新たな遊休農地の発生はあったものの、全体として、0.2ヘクタールを解消することができました。 (3)新規参入の促進③の実績についてですが、新規参入者は、3経営体があり、耕地面積は2.1ヘクタールありますが、全て貸借のため農地取得実績としてはゼロとなっております。 続きまして、2最適化活動の活動目標ですが、(2)活動強化月間の設定及び次ページの(3)新規参入相談会への参加につきましては、目標どおり活動いたしました。 農業委員会の活動に関しましては、各項目の達成状況を点数化した結果、中段の『目標の達成状況の評語』に記載しておりますとおり、目標に対して『期待どおりの結果が得られた』という評価になりました。 最後に6ページのⅢ事務の実施状況につきましては、総会の開催、農地法第3条、転用等に関する事務の実績は、記載のとおりでございます。 説明は以上でございます、よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	すばらしい結果だと思います。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第14 議 長	日程第14 議案第11号「令和8年度最適化活動の目標設定等について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。 (事務局：朗読)

事務局長	ご説明いたします。 この最適化活動の目標の設定等につきましては、「農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があります。 このため、農業委員会は令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに知事に報告するものとする」とされたことから、記載のとおり設定するものでございます。 20ページを御覧いただきたいと思います。 1番の農業委員会の現在の体制は、令和7年4月1日現在の農業委員会の現在の体制について記載しております。 2番の農家・農地等の概要でございますが、農林業センサスの数値を使用しておりますので実際とは差異がございますが、左の表から順に、総農家数は、586経営体、農業従事者数は、924人、認定農業者数につきましては182経営体、基本構想水準到達者は383経営体で、認定農業者数は、3経営体の減、基本構想到達者も、3経営体の減となっております。 2ページ目の2の最適化活動の目標についてですが1の(1)農地の集積①の現状及び課題でございますが、令和8年3月末現在で3,525ヘクタールが集積されておりました、前年比9ヘクタールの増となっております。 ②の目標でございますが、今年度の新規集積面積は、過去の実績を踏まえ9ヘクタールと設定しますので、委員の皆さまの活動による積み上げにより目標達成してまいりたいと考えております。 (2)遊休農地の解消①現状及び課題でございますが、現状としては黄区分の遊休農地が、31.2ヘクタール存在しております。昨年度は、0.2ヘクタールの解消をすることができました。この黄区分とは、草刈り等では直ちに耕作することはできない、重機等を使用しなければ再生できない農地を言いますが、解消はなかなか厳しい面がありますので、利用状況調査や個々の地区巡回により、適正に管理されていない農地を早期に発見し、所有者に対して管理指導を行うなど、遊休農地を発生させない活動に主眼を置くこととします。 3ページをお開きください。(3)新規参入の促進①現状及び課題でございますが、直近3年度の実績を記入しております。 令和5年度の新規参入は各1経営体、令和6年度の新規参入は、なし、令和7年度は、3経営体の参入がありました。 今年度は、1経営体が花き栽培で就農を予定しています。また、清川地区でトマト・キュウリ栽培を主として研修に入られた方が1名おります。また、相談は数件きておりますので、更なる新規就農に繋げていければと思います。
-------------	---

事務局長	②目標でございますが、令和5年度から過去3年間の権利移動面積を記載しておりますが、目標面積につきましてはその平均の1割以上を設定しなければならないことから39ヘクタールとしております。今後におきましても、市などの関係機関と連携を取りながら新規参入希望者への対応をしてみたいと考えます。 2番の 最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、昨年度と同様に1人当たりの活動日数を6日と設定いたしますので、工夫をしながら活動でクリアしていただけるようお願いいたします。なお、この最適化活動とは、農地巡回指導や農地相談などの割り当てされたもの、農家の意向把握やそれを踏まえた利用調整、あっせん指名後の活動、地区内巡回パトロール、ほ場などの出先での農家からの情報収集、委員同士での意見交換など多岐にわたります。どんな短い時間でも1日の活動となりますので、活動記録簿への記入の習慣化をお願いいたします。 (2)活動強化月間の設定目標でございますが、8月・9月に農地利用状況調査、翌年2月に担い手への利用集積・集約化の推進を委員会として統一的に取り組む活動として位置付けますので、特に集中的な活動をよろしくをお願いいたします。 (3)新規参入相談会への参加目標でございますが、渡島総合振興局が主催する相談会へ1名以上参加することとしております。参加者につきましては追って調整させていただきたいと考えております。 説明は以上となりますが、それぞれ掲げております目標の達成に向けた委員個々の活動についてよろしくお願いいたします。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第15 議 長	日程第15 議案第12号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。
議 長	(事務局：朗読) 朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号2番 高田 美穂 委員、議席番号4番 落合 修 委員、議席番号16番 中川 明 委員の以上3名を指名することに御異議ありませんか。

議 長 議 長 議 長	(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第15回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。 (午後7時40分 閉会) 会 長 澤 田 亨 署名委員 岡 村 栄 士 署名委員 加 藤 隆
----------------------------------	---